



## 県外医療機関受診

### 乳児健診償還(払い戻し)

### 手続きについて

#### 【助成について】

- 県外で乳児健診を受診された方は、請求に基づき払い戻しします。  
払い戻しを希望される方は、必要書類を添えてご請求下さい。  
県内で受診の場合は乳児一般健康診査受診票を使つての受診となります。  
※乳児健診の助成は県内外合わせて2回までです。
- 払い戻し金額はつるぎ町の定める基準単価を上限とした健診費用の実費とします。
- 受診後すぐに払い戻しの手続きをしてください。特に3月にご受診された場合は、**4月30日までに申請をお願いします。**

#### 【申請に必要なもの】

- ①印鑑
- ②領収書
- ③振込先口座
- ④つるぎ町が発行した、未使用の乳児一般健康診査受診票
- ⑤母子健康手帳(主治医の先生に記載をお願いしてください。)

\* 文書料が必要な場合は自己負担となります。

～申請及びお問い合わせ先～

つるぎ町保健センター  
電話 0883-62-3313